

令和3年10月1日

陳 情 文 書 表

建設・企業常任委員会

陳情番号	58	付議年月日	2. 11. 27
件名	急傾斜地崩壊危険地域における崩落防止工事についての陳情		
付議委員会	陳情者		
建設・企業常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>急傾斜地崩壊危険地域において、明らかにいつ崖崩れが起きてもおかしくない（緊急性がある）場合は、それがたとえ民有地であろうと、県はその所有者に対して防止工事を速やかにするように働きかけが出来るようにしてもらいたい。</p> <p>① 人命保護を第一とし『急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律』等の法律の民有地への拡大解釈かつ柔軟な適応をお願い致します。</p> <p>② 金銭的に防止工事を行えない所有者に対しての何らかの優遇措置の創設などをお願い致します。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>崖の所有者が崩落防止工事の依頼を無視し続けた^{ため}、今にも崖が崩れそうな状態になってしまいました。土木事務所に相談に行きましたが、このような状態でも民有地の場合は何の権限もないと言われ、何にもしてもらえませんでした。</p> <p>案の定、半分程度が崩れてしまいました。しかしこの状態でも、所有者が崩落防止工事をしてくれないため、再度土木事務所に行き所有者に対して指導等をお願いしました。しかし、またしても担当者は民有地の場合は、よほど大きな造営物でも造った場合を除き何の権限もないので何もできないといい、またもや何もしてくれませんでした。</p> <p>このような状態では、いつまた崖が崩れるかわからず、不安と緊張の連続という生活を強いられています。とても安心して日々を送ることができない状態です。</p> <p>また、つい最近逗子市でマンション管理の怠慢などから、やはり崖が崩れ女子高校生が死亡した事件がありました。このようなことを二度と起こさない為にも、よろしく願いする次第です。</p>			